平成２６年（フ）第３９号
兵庫県姫路市野里上野町２丁目９番14号
破産者　菅　　睦子
1　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
2　一般調査期日　平成27年１月30日午前10時
平成26年10月24日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５号
愛知県西尾市米津町白沢189番地１　コーポ二村201号室、前住所愛知県西尾市鳥羽町十三新田46番地44
破産者　小島　準子
1　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
2　一般調査期日　平成27年１月30日午後２時40分
平成26年10月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会招集

平成２６年（フ）第３１６０号
大阪府豊中市赤阪１丁目７番20―205号
破産者　濵田みつ子
1　期日　平成27年１月22日午後３時30分
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２０５５号
大阪市北区天神橋３丁目４番５―607号　郡妙子方、住民票上の住所富山県高岡市荻布333番地３
破産者　深田　和明
異議申述期間　平成26年12月12日まで
平成26年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４号
島根県隠岐郡海士町大字海士2782番地２
破産者　油井　茂雄
異議申述期間　平成27年１月５日まで
平成26年10月27日
松江地方裁判所西郷支部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１００５号
広島市安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬660番地の２
清算株式会社　株式会社ヤナセ
代表清算人　向井　重徳
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０１９号
東京都港区高輪３丁目12番８号
清算株式会社　株式会社エスシステム
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第７号
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
清算株式会社　株式会社アサヒプラザ
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第５号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川37番地
清算株式会社　株式会社ケーアンドケー
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の支払の免除
各協定債権者は、本協定案の認可決定の確定日をもって、清算株式会社株式会社ケーアンドケー（以下「清算会社」という。）に対し、各協定債権額全額について免除する。
2　追加弁済
第１項による協定債権全額免除後、新たに清算会社の財産が発見され、これを清算会社が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した後も残額が生じた場合は、清算会社は、各協定債権者の協定債権の金額に基づき按分計算によって算定した額を各協定債権者に対して弁済する。この場合、前記弁済の範囲においては、第１項による免除の効力は失われるものとする。
釧路地方裁判所網走支部

監督命令

平成２６年（再）第１号
富山県高岡市伏木古国府５番10号
再生債務者　株式会社淀川ランドリー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　富山市千石町６丁目１番２号　近藤光玉法律事務所　弁護士　近藤　光玉
平成26年10月22日　富山地方裁判所民事部

平成２６年（再）第２号
富山市西二俣914番地
再生債務者　有限会社淀川商事
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　富山市千石町６丁目１番２号　近藤光玉法律事務所　弁護士　近藤　光玉
平成26年10月22日　富山地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２６年（再）第５号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番21号
再生債務者　湯ノ口和彦
主文　平成26年３月５日にした監督命令を取り消す。
平成26年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２６年（再）第１号
新潟県三条市福島新田丙1620番地１
再生債務者　ダイヤ精工株式会社
1　決議に付する計画案　平成26年９月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票による行使
3　書面投票期間　平成26年11月25日まで
平成26年10月24日　新潟地方裁判所三条支部

再生手続終結

平成２５年（再）第１号
北海道上川郡美瑛町字大村大久保第一
再生債務者　びえいフーズ株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年10月22日　旭川地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１０９号
さいたま市見沼区大字蓮沼832番地16
再生債務者　番場　雅尚
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月28日から平成26年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３８号
千葉県八街市沖1338番地12
再生債務者　佐伯　邦章
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月28日から平成26年12月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第１７８号
愛知県長久手市池田47―３　ノイグランツＥ―101号、住民票上の住所愛知県豊明市新田町前原１番地　ナビライフ豊明マンションⅡ番館412号
再生債務者　中山　博登
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月21日から平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部